

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | 点検結果 (見直す場合はその内容) | |
|---|--|----------|---------------------|----------------------|---|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|---|---|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | | 継続支出の有無 | |
| 平成25年度ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業委託業務 | 支出負担行為担当官 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 梶原 成元 東京都千代田区霞が関1-2-2 | H25.9.11 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センター | 東京都千代田区二番町3 | (財)日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2に基づき、平成9年に情報処理センターとして指定されており、電子manifestoの運営、管理及び電子manifestoシステムに係るプログラム、データの作成等を行う唯一の団体である。また、同法第12条の5の規定等により、電子manifestoの業務を行えるのは情報処理センターのみとなっているため | - | 49,843,854 | - | 0 | 公財 | 国所管 | - | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により契約相手が特定される | 有 |
| 平成25年度環境経済の政策研究委託業務(物質利用に伴うライフサイクル環境影響評価手法の開発及び国際循環資源の推進に関する研究) | 支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2 | H25.4.1 | 公益財団法人地球環境戦略研究機関 | 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 | 「環境経済の政策研究」は、環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるため、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査研究を行うものである。本事業は、環境経済の政策研究公募要領に基づき公募を行い、提案のあった研究課題を外部有識者で構成する「審査・評価会」で「研究目的・研究成果の妥当性」、「研究計画の妥当性」、「実施面での適切性」の各観点により評価した結果、地球環境研究機関の政策課題を採択したところである。以上の理由により、地球環境研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規程に基づき随意契約を締結するものである。 | - | 19,614,169 | - | 0 | 公財 | 国所管 | - | | 平成24年度から39年を前提として実施している事業であり、次年度以降の事業継続の必要性について、毎年度末に外部有識者を含む審査・評価会で検討することとしている。 | 有 |
| 平成25年度環境経済の政策研究委託業務(高質で持続的な生活のための環境政策における指標研究) | 支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2 | H25.4.1 | 公益財団法人地球環境研究機関 | 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 | 「環境経済の政策研究」は、環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるため、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査研究を行うものである。本事業は、環境経済の政策研究公募要領に基づき公募を行い、提案のあった研究課題を外部有識者で構成する「審査・評価会」で「研究目的・研究成果の妥当性」、「研究計画の妥当性」、「実施面での適切性」の各観点により評価した結果、地球環境研究機関の政策課題を採択したところである。以上の理由により、地球環境研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規程に基づき随意契約を締結するものである。 | - | 15,522,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | - | | 平成24年度から39年を前提として実施している事業であり、次年度以降の事業継続の必要性について、毎年度末に外部有識者を含む審査・評価会で検討することとしている。 | 有 |
| 平成25年度環境研究総合推進費(汚染地域の実情を反映した効果的な除染に関するアクション・リサーチ)による研究委託業務 | 支出負担行為担当官 環境省総合環境政策局長 白石 順一 東京都千代田区霞が関1-2-2 | H25.4.1 | 公益財団法人地球環境戦略研究機関 | 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 | 環境研究総合推進費は、競争的資金であり、研究開発課題は公募のあった課題の中から、外部有識者からなる環境研究企画委員会の評価を踏まえて選定している。本研究課題は、平成24年度環境研究総合推進費において、平成25年度までの研究課題として公益財団法人地球環境戦略研究機関が実施することが適切であるとして採択されたものであるが、現時点で研究は順調に推移してきており、平成25年度も公益財団法人地球環境戦略研究機関において引き続き研究をおこなうことが適切である。以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。 | - | 31,933,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 253 | | 環境研究総合推進費は競争的資金であり、外部有識者委員会の評価を踏まえ公平かつ透明な手続きの下に選定が行われている。今後も引き続き適正な執行に努めていくこととする。 | 無 |
| 平成25年度環境研究総合推進費(持続可能な開発目標実現のためのバランスの研究)による研究委託業務 | 支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が関1-4-2 | H25.5.15 | 公益財団法人地球環境戦略研究機関 | 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 | 環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 44,400,000 | 44,400,000 | 100.0% | 0 | 公財 | 国所管 | 236 | | 環境研究総合推進費は競争的資金であり、外部有識者研究企画委員会の評価を踏まえ、公平かつ透明な手続きの下に選定が行われている。引き続き適正な執行に努めていく。 | 有 |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | 点検結果 (見直す場合はその内容) | | |
|---|---|------------|--------------------------|---|---|------------|------------|--------------|-------------|-----------------------|-------------|----|---|---|--|
| | | | | | | | | | 公益法人の 区分 | 国所管、都 道府県所 部の区分 | 応札・応募 者数 | | 有 | 無 | |
| 平成25年度アジア太平洋地域ハブセンター支援事業に係る業務 | 支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計 課長 鎌形 浩史 東京都千代田区霞が 関1-2-2 | H25. 5. 16 | 公益財団法人 地球環境戦略研 究機関 | 神奈川県三浦郡 葉山町上山口 2108-11 | 平成20年6月の国連気候変動枠組み条約/第28回科学技術補助機関会合（UNFCCC/SBSTA28）において地域センターやネットワーク気候変動への適応の推進にとって重要な役割を果たすことが認識され、気候変動の影響、脆弱性評価及び適応に関する既存ネットワークの推進や新たなネットワークの設立が推奨された。 アジア太平洋気候変動適応ネットワーク（以下「APAN」という。）は国連環境計画（以下「UNEP」という）が提唱する世界適応ネットワーク（以下「GAN」という。）の下で設立された地域ネットワークである。本事業では、UNEPの主導により平成21年10月に設立されたAPANの核となる地域ハブセンターを、関係機関と共同で運営し、同地域における適応に係る情報・知見の収集を行うとともに、それらの効果的な発信を行うことで、とりわけ途上国の適応に係る能力の向上を図ることを目的としている。上記経緯により、APANの活動はUNEP等の関係機関と連携の上実施することが必要不可欠である。 また、環境省は平成22年度よりアジア太平洋地域ハブセンター支援事業を開始し、平成22年度の業務実施に当たっては、アジア太平洋地域における他の参加研究機関との協力・調整や、その他関係者との情報交換を継続的に行う必要があることから、2年間の企画提案を求め、企画募集要項に従い企画書等の公募を実施し、最も優秀な提案を行った(財)地球環境戦略研究機関（IGES）を契約相手方として選定した。 平成22年度の業務実施において、UNEPとの連携を強化し、APANの活動を円滑に行うため、UNEPと(財)地球環境戦略研究機関（IGES）で覚え書きを締結し、それを下に業務を進める必要があったため、平成22年12月に両者で覚え書きを締結した。 覚え書きにおいて、IGESがAPANのハブセンターをホストすることUNEPのアジア地域事務所がAPANの運営委員会のための事務局を担うことが合意されている。覚え書きの有効期間は締結後4年間とされている。 以上よりAPANの地域ハブセンターの運営は国際的取り決めによりIGESが担うことが定められているため、(財)地球環境戦略研究機関を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。 | 73,709,798 | 73,700,000 | 99.9% | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | 本業務の内容は国際的な覚え書きにより財団法人地球環境戦略研究機関(H24.4.1より公益財団法人)が担うことが定められたため、継続して同法人に支出を行うこととなった。 | 有 | |
| 平成25年度低炭素国際研究ネットワーク運営実施委託業務 | 支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が 関1-4-2 | H25. 4. 8 | 公益財団法人 地球環境戦略研 究機関 | 神奈川県三浦郡 葉山町上山口 2108-11 | 平成20年5月に神戸において開催されたG8環境大臣会合で合意された「神戸イニシアティブ」の一つとして低炭素社会に関する国際研究ネットワークの設立が合意された。同ネットワークはG8（その他の国からの参加を妨げるものではない）各国政府により登録された研究機関間による研究情報交換、研究協力の促進、ネットワーク参加機関と各界とのステークホルダー間の対話促進、各国による低炭素社会研究の成果発信を通じて、G8をはじめとする国際政策プロセスへの貢献を目指すものである。本事業では、低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）の事務局及び参加研究機関として、LCS-RNet参加国による研究交流の促進支援、研究成果の取りまとめと発信、アウトリーチ国におけるキャンペーンビルディング等を行うものである。 本件業務の実施に当たっては、LCS-RNetの他の参加研究機関との協力・調整や、その他関係者との情報交換を同一の団体が関係を構築しつつ継続的に行う必要があることから、業者選定において、平成21年度に5年間の企画募集要項に従い企画書公募を実施し、(財)地球環境戦略研究機関を契約者として選定した。 国際的にも平成21年4月5日にイタリアで開催された「低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）キックオフ会合」において、(財)地球環境戦略研究機関が、日本の環境省の支援を得てLCS-RNetの事務局を務めることが合意された。 平成24年度の継続契約の可否を決定するため、評価委員会を設置し、平成23年度の業務実施状況を評価したところ、良好と認められ、平成24年度業務内容を環境省より示し、その理解度や実施体制を確認をしたところ、平成24年度業務の履行能力が十分に認められた。 上記理由より、(財)地球環境戦略研究機関を本件業務の契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約をするものである。 | 87,803,763 | 87,000,000 | 99.1% | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | 公告期間の十分な確保等により、引き続き1者応札・応募の改善に努める予定。 | 有 | |
| 平成25年度気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第38回総会の日本開催に向けたIPCC等の議論状況の把握及び普及啓発等事業委託業務 | 支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が 関1-4-2 | H25. 7. 17 | 公益財団法人 地球環境戦略研 究機関 | 神奈川県三浦郡 葉山町上山口 2108-11 | 横浜での気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会の開催は、日本で初めての開催であり、この機に国内の政策議論を加速させ、現在及び将来世代のために必要な対策を示す必要がある。本業務では、今後の政策形成に資するためIPCC総会等での議論の動向を把握し、そこで得られる気候変動及び適応に関する最新の議論状況を整理するとともに、その整理された最新の知見等を活用したタイムリーなシンポジウムを開催する等の普及啓発活動を行うことにより、日本国内における気候変動及び適応に関する議論を喚起する。また、業務全般を通じて環境省地球環境局長総務課研究調査室を支援し、日本で初開催のIPCC総会をより意義の大きなものとする。 本業務に係る業者を選定するため、企画募集要項に従い企画書等の公募を実施したところ、有効な応募者は1者であった。企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、公益財団法人地球環境戦略研究機関は、本業務の内容を的確に捉えており、業務の全体を統括する実施体制や仕様書の骨子について具体的な提案を示している点で高く評価され、契約候補者として相応しいものと判断された。このため、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を締結するものである。 | 45,000,000 | 45,000,000 | 100.0% | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | 契約形態を企画競争から総合評価方式に変更することにより、引き続き1者応札・応募の改善に努める予定。 | 有 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | 点検結果 (見直す場合はその内容) | |
|---|---|------------|--------------------|---|------|---------------|-----|--------------|-------------|-----------------------|-------------|----|--|---|
| | | | | | | | | | 公益法人の 区分 | 国所管、都 道府県所 管の区分 | 応札・応募 者数 | | 継続支出の 有無 | |
| 平成25年度二国間オフセット・クレジット制度の実施に向けたアジア地域におけるMRV体制構築支援事業委託業務 | 支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 関 荘一郎 東京都千代田区霞が 関1-4-2 | H25. 5. 20 | 公益財団法人地球環境戦略研究機関 | 神奈川県三浦郡 葉山町上山口 2108-11 | | - 220,000,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | | 今後は、一般競争入札を実施 | 有 |
| 平成25年度北西太平洋地域海行動計画活動推進業務 | 支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が 関1-2-2 | H25. 4. 1 | 公益財団法人環日本海環境協力センター | 富山県富山市牛 島新町5-5 | | - 19,400,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | — | | 当業務は、「条約等の国際的取決めににより、契約の相手が一に定められているもの」に該当するため、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合として、契約相手方は、財団法人環日本海環境協力センターである必要があり、引き続き随意契約の必要がある。 | 有 |
| 平成25年度閉鎖性海域水質管理手法調査検討業務 | 支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が 関1-2-2 | H25. 8. 28 | 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 | 兵庫県神戸市中 央区臨浜海岸通 1-5-2 | | - 11,760,000 | - | 0 | 公社 | 国所管 | 1 | | 25年度限りの業務 | 無 |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の番号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | 点検結果 (見直す場合はその内容) | |
|------------------------------------|---|------------|-------------------|--------------------------|--|------------|------------|-------|--------------|-------------|-----------------------|-------------|----|---|---|
| | | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、都 道府県所 部の区分 | 応札・応募 者数 | | 継続支出の 有無 | |
| 平成25年度除染等の国際連携事業に係る支援業務 | 支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 小川 晃範 東京都千代田区霞が関1-2-2 | H25. 8. 30 | (公財) 原子力安全研究協会 | 東京都港区新橋5-18-7 | 本業務では、除染事業の進捗や今後の計画などを踏まえつつ、IAEA等の関係機関の報告書等の専門的資料を整理し、我が国からの海外への情報発信に必要な資料作成を行うとともに、国際会議での情報収集等や専門家等を受け入れるための環境省への業務への支援を実施することを目的とする。 本業務の実施にあたり、企画書募集要領に従い企画書を公募したところ、有効な応募者は1者であり、企画審査委員会において企画書の内容を審査した結果、(公財)原子力安全研究協会は業務の基本方針、実施方法等の提案、過去の実績等の観点から審査した結果、契約候補者として最もふさわしいものと判断された。 以上の理由により、(公財)原子力安全研究協会を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規程に基づき随意契約を締結するものである。 | - | 36,985,443 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 2 | | 25年度限りの業務 | 無 |
| 平成25年度農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業業務 | 支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-2-2 | H25. 4. 1 | (公財) 地球環境戦略研究機関 | 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 | 本業務は、2011年4月28日、日中両国の環境大臣間で締結された「農村地域におけるアンモニア性窒素等総量削減事業協力実施に関する覚書」に基づき、日中両国がアンモニア性窒素等の水汚染物質総量削減分野に係る政策及び技術交流を強化し、中国の農村地域等においてモデル事業等の実施を通じて、モデル地域の水汚染物質排出量を減少し水環境を改善するとともに中国政府行政官等の能力向上を図ることを目的とする。また、それらのモデル事業と併せて、中国での排水処理分野を中心とした水環境ビジネス展開促進のための検討を行うものである。 事業実施にあたっては、中国における水環境協力に関する業務であることから中国政府や中国現地の事業者等と緊密な連携を図りながら慎重に進めることが求められ、さらに、効果的に実施するために中国における水環境関連の法制度及び水質汚濁状況、対策状況等を充分理解していることはもとより、日本における水環境政策体系に関する専門的知識を有し、分散型生活排水処理技術に関する知見や高い技術力が必要である。 以上のことから本業務においては、平成23年度に複数年度(4年)を前提とした企画競争方式により「公益財団法人地球環境戦略研究機関」を選定し、業務を実施しており、平成24年度業務内でその能力を十分に発揮し、的確に業務を遂行している。 このため、「公益財団法人地球環境戦略研究機関」を引き続き本業務の請負契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結するものである。 | 94,674,329 | 94,500,000 | 99.8% | 0 | 公財 | 国所管 | 2 | | 平成23年度に複数年度(4年)を前提とした企画競争方式により選定した業務として、随意契約で業務を遂行している。 | 有 |
| 平成25年度アジア水環境パートナーシップ事業業務 | 支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計課長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-2-2 | H25. 5. 13 | (公財) 地球環境戦略研究機関 | 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11 | アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)は、2003年に日本で開催された第3回世界水フォーラム開催級国際会議の成果として、各国の自発的な水問題解決への行動をまとめた「水行動集」に、環境省が登録した施策の一つである。 本業務を実施するためには、国際的なパートナーシップ事業における各国政府からの信頼および実績を有しており、円滑かつ確実に連絡調整及び参加国における調査・分析等を行う能力を有することが必要不可欠である。 WEPAの第2期事業を展開するにあたり、2008年10月にマレーシアで開催されたWEPA年次会合において、これまでの事業の継続性の確保もあり、第1期の事務局を務めた公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)がWEPA第2期の事務局を務めることについて合意がなされたこともあり、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)と随意契約を行うものである。 | - | 31,898,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | | 平成26年度は、企画競争方式により選定しており、随意契約で業務を遂行している。 | 有 |
| 平成25年度日中トキ生息保護協力業務 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が関1-2-2 | H25. 4. 1 | 公益財団法人日本鳥類保護連盟 | 東京都杉並区和田3-54-5 第10田中ビル3階 | 本業務の実施に当たっては、 ① トキ保護増殖事業計画、日中共同トキ保護計画及び日中トキ保護協力の経緯等について理解している者やトキの生態やそれを取り巻く生息環境等に関する経験及び知識を持つとともに、トキの保護に向けた科学的知見を持っている者を有していること、 ② 我が国とは体制・社会慣習等の異なる中国における円滑な業務の実施を図るため、中国のトキ保護増殖にかかる団体、専門家等と緊密な人脈・ネットワークを有し、かつ十分な信頼関係が構築され、中国への渡航経験を有し、社会環境等にも精通した者を有していること。 ③ トキを含めた希少鳥類の輸出入、運搬等に関する業務や関与の実績を有することが必要である。 公益財団法人 日本鳥類保護連盟は、トキを始めとする鳥類に関する専門家を有し、平成7年度～平成10年度中国トキの生息環境保護に関する調査協力事業及び平成11年度～平成24年度日中トキ生息保護協力業務を実施し、また、これまでわが国と中国とのトキ個体の交換の全てを実施しているため、上記の要件を十分に満たしている。 また、上記の条件を満たす者が1者のみ又は複数存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては、平成19年度から参加者確認公募方式を適用したところ、参加希望書類については、公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみから提出があった。過去6回参加者確認公募方式により、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外に契約相手方となり得る業者を公募によって確認したが、公益財団法人日本鳥類保護連盟以外の応募は皆無であったため、本業務を実施できる者は、公益財団法人日本鳥類保護連盟のみであると判断される。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約者として、公益財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約を結ぶものである。 | - | 15,487,500 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | | 平成19年度から参加者確認公募方式を適用したが、平成24年度まで応募は公益財団法人日本鳥類保護連盟1者のみからであったため、平成25年度は随意契約としたもの。 | 有 |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 任意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | 点検結果 (見直す場合はその内容) | |
|--|---|-----------|--------------------|---|--|--------------|-----|--------------|-------------|-----------------------|-------------|----|--|---|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、都 道府県所 部の区分 | 応札・応募 者数 | | 継続支出の 有無 | |
| 平成25年度全国野鳥保護のつどい記念式典実施業務 | 支出負担行為担当 大臣官房会計課長 中井 徳太郎 東京都千代田区霞が 関1-2-2 | H25. 4. 1 | 公益財団法人日 本鳥類保護連盟 | 東京都杉並区和 田3-54-5 第10 田中ビル3階 | | - 13,738,500 | - | 0 | 公財 | 国所管 | - | | 本業務は、(公財)日本鳥類保護連盟が発足当初からの主催者であり、環境省が昭和47年度から共催者となっている。また普及啓発活動を継続的に行っており、宮家との調整及び式典の運営を円滑に遂行できる唯一の団体であるため、任意契約によらざるを得ない。 | 有 |
| 平成25年度シマフクロウ保護増殖事業(給餌・監視・生息状況踏査・巣箱設置等業務) | 分任支出負担行為担当 北海道地方環境事務 所釧路自然環境事務所 長 西山 理行 北海道釧路市幸町10- 3釧路地方合同庁舎4 階 | H25. 4. 1 | 公益財団法人日 本鳥類保護連盟 | 代表理事 矢鳥 稔 東京都杉並区和 田3-54-5第10田 中ビル3階 | 本業務では、シマフクロウ保護増殖事業の適切かつ効果的な実施のために、本種の分布、行動圏、生息・繁殖状況等に関して継続的な調査を行う。 また、標識の装着により個体を識別し、性別、行動圏及び来歴等、個体の生息情報の収集・整備を進めるとともに、河川環境等、生息環境が改善するまでの暫定的措置として給餌を行う。さらに、根室管内当該地区においてシマフクロウ生息域を監視する。加えて、シマフクロウ用の巣箱を設置する。 本業務の実施に当たっては、シマフクロウの生息や生息状況に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないように事業を実施することができる高い技術力が求められる。 シマフクロウの生息・生息状況に精通する関係者との情報網を持ち、シマフクロウの生息に関して助言等を行う立場の専門家や、シマフクロウの行動予測を適切に行える技術者を有するものが一人のみ又は複数存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たって参加者確認公募方式を適用したところ、一人のみ応募があり、この一人は応募要件を満たしていた。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手先として公益財団法人 日本鳥類保護連盟を選定することとした。 | - 10,710,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | | 本業務は、参加者確認公募方式で募集した結果、参加希望書類の提出は1者のみであった。なお、参加条件は本業務の実施に支障が生じない必要最小限の内容になっており特定の実業者に限られるものではない。 | 有 |
| 平成25年度那須平の森運営管理業務 | 支出負担行為担当 関東地方環境事務所 総務課長 鈴木 義 光 埼玉県さいたま市中央 区新都心11-2明治 安田生命さいたま新 都心ビル18階 | H25. 4. 1 | 公益財団法人 キープ協会 | 山梨県北杜市高 根町清里3545 | 平成22年度に、企画書募集要領に従い平成23年度から平成25年度までの3か年業務について企画書を公募し、本業務実施に最も相応しいものとして財団法人キープ協会を選定、契約したところである。平成25年度の本業務の適正な契約に当たっては、「平成25年度那須平の森運営管理業務に係る契約審査委員会」を開催し審査したところ、平成24年度の業務実施状況は良好であり、平成25年度の仕様書(案)についても当初の企画競争に沿ったものであることから、平成25年度業務の契約候補者として財団法人キープ協会が適当であるとの審査結果を得た。このため、財団法人キープ協会を本業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき任意契約を締結するものである。 | - 50,000,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | | 市場化テストの活用により総合評価落札方式による競争性の向上を図った | 有 |
| 平成25年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(海鳥調査) | 分任支出負担行為担当 官環境省自然環境 局生物多様性セン ター長 中山 隆治 山梨県富士吉田市上 吉田剣丸尾5597-1 | H25. 4. 1 | 公益財団法人山 階鳥類研究所 | 千葉県我孫子市 高野山115 | 本業務は、重要生態系監視地域モニタリング推進事業の調査対象である鳥嶼生態系について、全国に設置された調査サイトにおいて指標となる生物(海鳥)及び物理化学的要素の調査を実施するものである。 平成23年度同業務の調達において平成25年度までの複数年を想定した一般競争入札(総合評価落札方式)を行っており、落札者である公益財団法人山階鳥類研究所は、前年度業務において確実に業務内容を遂行し良好な成果を上げていることから、平成25年度において引き続き契約相手として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき任意契約を締結するものである。 | - 13,000,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | | 一般競争入札に移行済み | 有 |
| 平成25年度鳥類標識調査委託業務 | 分任支出負担行為担当 官環境省自然環境 局生物多様性セン ター長 中山 隆治 山梨県富士吉田市上 吉田剣丸尾5597-1 | H25. 4. 1 | 公益財団法人山 階鳥類研究所 | 千葉県我孫子市 高野山115 | 当該団体は、我が国唯一の鳥類の専門研究機関として、また、標識調査に不可欠なバンディング技術(鳥類の識別について十分な知識を持ち、鳥を安全に捕獲して放鳥する技術)を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、海外において標識調査を実施する団体とネットワークを構築している国内唯一の団体であり、これに代わる団体は存在しないため、財務大臣通知(平成18年8月25日付財計第2017号)の競争性のない任意契約によらざるを得ない場合、契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの、条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められている。よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき任意契約を締結するものである。 | - 33,900,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | - | | 標識調査に不可欠なバンディング技術を認定、普及する機関として、国際的な標識調査機関であるEuringにおいて我が国の標識調査機関として位置付けられるなどにより、引き続き任意契約を行う必要がある | 有 |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の番号又は名称及び住所 | | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | 点検結果 (見直す場合はその内容) | |
|--|---|-----------|------------------------|--------------|--|------|------------|-----|--------------|-------------|-----------------------|-------------|----|--|---|
| | | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、都 道府県所 管の区分 | 応札・応募 者数 | | 継続支出の 有無 | |
| 平成25年度東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ業務 (CITES掲載種分類学能力構築) | 分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長 中山 隆治 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1 | H25.11.14 | 公益財団法人世界自然保護基金 ジャパン | 東京都港区芝3-1-14 | 本業務については、平成25年11月13日に一般競争入札（総合評価落札方式）による開札を実施したが不調となった。そのため、最低入札価格の提示のあった公益財団法人世界自然保護基金ジャパンに対し随意契約の協議を打診したところ見積書の提出があり、予定価格の範囲内であった。以上のことから予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づき随意契約を締結するものである。 | - | 24,675,000 | - | 0 | 公財 | 国所管 | 1 | | 公告時期の前倒し、仕様書の改善を行った上で、一般競争入札（総合評価落札方式）で入札を実施したが、不調となった。引き続き一般競争入札を実施予定 | 有 |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。